

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 建築基準法施行条例(平成12年岩手県条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自動車車庫等の敷地の出入口) 第9条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車の出入口は、次の各号(当該敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けたときは、第1号を除く。)のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。 (1)～(3) [略] (4) 小学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等又は公園の出入口から20メートル以内の道路 2 [略]	(自動車車庫等の敷地の出入口) 第9条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車の出入口は、次の各号(当該敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けたときは、第1号を除く。)のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。 (1)～(3) [略] (4) 小学校、 <u>義務教育学校(前期課程に係るものに限る。)</u> 、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等又は公園の出入口から20メートル以内の道路 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年岩手県条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育及び保育の内容) 第6条 [略] 2～6 [略]	(教育及び保育の内容) 第6条 [略] 2～6 [略]

7 認定こども園は、知事が定める事項に留意して、小学校における教育との連携を図らなければならない。	7 認定こども園は、知事が定める事項に留意して、 <u>小学校及び義務教育学校</u> における教育との連携を図らなければならない。
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(児童自立支援専門員の要件)</p> <p>第99条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>(児童自立支援専門員の要件)</p> <p>第99条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。